

産業廃棄物処理計画書

2023年 4月18日

広島市長 様

提出者

住所 島根県浜田市生湯町1742-1

氏名 ウベコン浜田株式会社・広島工場
代表取締役 河野 誠一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-837-1222

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ウベコン浜田株式会社 広島工場
事業場の所在地	広島市安佐北区安佐町久地234-5
計画期間	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **条例別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	令和4年度出荷量24,000m ³ 売上高424,000,000
③従業員数	7人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A[戻りコン] --> B[当工場にてコンクリートブロックを作製し再資源化] A --> C[コンクリートくずとして処理業者に委託し、委託業者再生骨材として再資源化] D[プラントミキサーやミキサー車等の洗浄水] --> E["(厚生省の定める基準による) 8N/mm²以上あることを確認"] D --> F["8N/mm²無いことを確認"] E --> G[汚泥として処理業者へ委託し処理業者が造粒固化により改良土として再資源化] F --> G </pre>

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（ 令和4年度）実績量

計画：今年度（ 令和5年度）計画量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	0	0																		
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	736	1000										736	1000							
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	736	1000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	736	1000	0	0	0	0	0	0	0

条例別紙2 (条例-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	令和4年度出荷量24,000m ³ 売上高424,000,000
③従業員数	7人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>戻りコン → 工場にてコンクリートブロックを作製し再資源化</p> <p>コンクリートくずとして処理業者に委託し、委託業者再生骨材として再資源化</p> <p>プラントミキサーやミキサー車等の洗浄水 → (厚生省の定める基準による) 8N/mm²以上あることを確認</p> <p>8N/mm²無いことを確認</p> <p>汚泥として処理業者へ委託し処理業者が造粒固化により改良土として再資源化</p>

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

--

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 戻りコンでコンクリートブロックを作製し、有償又は無償で販売し再資源化。 発生したスラッジ水は脱水機により脱水作業を行う。 脱水ケーキを作製し、8N/mm ² の強度確認を行いコンクリートくず、あるいは汚泥として処理を委託する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 戻りコン：可能な限りコンクリートブロックを作製し、コンクリートくずの発生を抑制していく。 汚泥：ミキサー車、プラント等の洗浄水使用量に注意し、脱水作業を行い、汚泥の発生量に注意する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

管理体制図の例

